

各務原市高齢者等在宅支援事業実施要綱

(平成27年3月31日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の高齢者及び重度障がい者に対する各種の在宅支援事業(以下「高齢者等在宅支援事業」という。)を実施することにより、これらの者及びその家族が安心して在宅における生活を維持し、その質的向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「高齢者」とは、市内に住所を有する65歳以上の者をいう。

2 この要綱において「重度障がい者」とは、市内に住所を有する40歳以上65歳未満の者で介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けたものをいう。

(事業の種類等)

第3条 高齢者等在宅支援事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食の自立支援事業
- (2) 緊急通報システム事業
- (3) ごみ出し支援事業

2 前項各号に掲げる事業の内容、対象者及び費用負担区分は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

(委託)

第4条 市は、前条第1項各号に規定する事業に係る内容、対象者及び費用負担の決定を除き、当該事業を適切な事業運営が確保できると市長が認める者に委託して行うものとする。

(申請書の提出)

第5条 高齢者等在宅支援事業を利用しようとする者(その者の属する世帯の構成員を含む。)は、原則として、民生委員の意見を聴いた上で別に定める申請書及び必要な添付書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(承認の決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに必要な審査を行

うものとする。

- 2 食の自立支援事業及びごみ出し支援事業のアセスメント（事業の必要の可否を決定するため、対象者の身体状況、家庭環境等について調査することをいう。以下同じ。）については、市内の地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。）及び指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）に委託して行うものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する審査の結果、承認の可否を決定したときは、別に定める通知書により申請者に通知するものとする。

（承認の停止等）

第7条 市長は、前条第3項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、高齢者等在宅支援事業の利用を停止し、又はその承認を取り消すことができる。

- （1）入院し、施設に入所し、市外へ転出し、又は親族等と同居を開始したとき。
- （2）不正な行為により承認を受けたとき。
- （3）死亡したとき。
- （4）健康回復その他状況の変化により利用の承認の要件に該当しなくなったと市長が認めるとき。

（報告書の提出）

第8条 第4条の規定により委託を受けた者は、月ごとに別に定める報告書及び委託料の請求書を翌月10日までに市長に提出しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則（平成27年3月31日決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日決裁）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（各務原市高齢者等生活支援事業実施要綱の廃止）

- 2 各務原市高齢者等生活支援事業実施要綱（平成12年3月31日決裁）は、廃止する。

（各務原市高齢者等生活支援事業実施要綱の廃止に伴う経過措置）

- 3 この要綱の施行の日前に、前項の規定による廃止前の各務原市高齢者等生活支援事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により市長が行った緊急通報シス

テム事業の利用に係る承認その他の行為は、改正後の各務原市高齢者等在宅支援事業実施要綱の相当規定により行った承認その他の行為とみなす。

- 4 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定により生活援助活動員派遣事業の委託を受けた者については、旧要綱第7条の規定は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。

附 則（平成31年3月4日決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月19日決裁）

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市高齢者等在宅支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施する配食サービスに係る市の負担額について適用し、同日前に実施した配食サービスに係る市の負担額については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

食の自立支援事業

内容	1 在宅の高齢者及び重度障がい者が安心して健康で自立した生活が送れるよう、配食サービス（夕食を自宅に訪問して配達するサービスをいう。以下この表において「サービス」という。）を安否の確認と栄養管理の観点から実施する。 2 サービスの実施回数は、1人につき1週間当たり7回を限度とする。 3 定期的にあセスメントを行い、対象者の状況に応じてサービスを中止し、又は実施回数を調整する。
対象者	在宅で次の各号のいずれかに該当する者のうち、食事の調達、調理等が困難で、かつ、安否の確認が必要であると市長が認めた者 （1）一人暮らしの高齢者 （2）一人暮らしの重度障がい者 （3）虚弱な高齢者又は重度障がい者のみの世帯に属する者

	(4) 前3号に準ずる者
費用負担区分	1 アセスメントについては、利用者の負担額はないものとし、市の負担額は1件当たり1,500円とする。 2 サービスについては、利用者の負担額は1食当たり350円（世帯全員が市町村民税非課税の者及び生活保護を受けている者にあつては、300円）とし、市の負担額は1食当たり700円に消費税を加算した額から利用者の負担額を減じた額とする。

別表第2（第3条関係）

緊急通報システム事業

内容	1 在宅の一人暮らし高齢者等の住居に、急病、不慮の事故等に対応するための緊急通報システムを設置し、近隣住民の協力を得ながら円滑な救助・救援を可能にし、居宅生活での安全を確保する。 2 システムの無線発信機及び緊急通報機器から発信される緊急情報は市消防本部に設置するパソコンで受信し、緊急対応に当たる。 3 緊急通報システムのコールセンター機能を活用し、高齢者等からの健康相談への対応、定期的な安否確認等を行う。
対象者	在宅で次の各号のいずれかに該当する者のうち、疾病、障がい、老衰等に起因する急病その他の緊急事態に対応が必要であると市長が認めた者 (1) 一人暮らしの高齢者 (2) 一人暮らしの重度障がい者 (3) 虚弱な高齢者又は重度障がい者のみの世帯に属する者 (4) 前3号に準ずる者
費用負担区分	1 設置費用に係る利用者の負担は、次のとおりとし、市は、設置費用との差額を負担するものとする。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯 0円 (2) 生計中心者が前年市民税非課税世帯 0円 (3) 生計中心者の前年市民税課税年額が60,000円未満の世帯 0円 (4) 生計中心者の前年市民税課税年額が60,000円以上90,000円未満の世帯 0円

	00円未満の世帯 設置費用の2分の1の額 (5) 生計中心者の前年市民税課税年額が90,000円以上の世帯 設置費用の全額 2 電話に係る基本料金及び通報に要する料金は、全額利用者の負担とする。 3 設置した機器の電池交換費用は、市が負担する。ただし、利用者の故意又は過失により電池交換が必要になった場合は、利用者がその費用を負担する。
--	--

別表第3（第3条関係）

ごみ出し支援事業

内容	1 家庭から出される一般廃棄物(以下「家庭系ごみ」という。)をごみ集積所に排出することが困難な高齢者及び重度障がい者等の世帯に対し、ごみ集積所への排出を支援する。 2 サービスの実施回数は、1世帯につき1週間当たり原則1回とする。 3 事業によりごみ集積所に排出する家庭系ごみは、燃やすごみ、不燃ごみ（粗大ごみを除く。）及び資源ごみ（緑ごみ、紙類及び古着を除く。）とする。 4 事業を利用しようとする者は、各務原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和53年条例第11号)その他関係法令の規定で定められた家庭系ごみの排出方法を遵守しなければならない。
対象者	在宅で次の各号のいずれかに該当する世帯のうち、家庭系ごみを世帯員自らごみ集積所に排出することが困難で、かつ、親族又は近隣住民等の協力を得ることができない世帯 (1) 虚弱な高齢者又は重度障がい者のみの世帯 (2) 市長が前号に準ずると認めた世帯
費用負担区分	1 アセスメントについては、利用者の負担額はないものとし、市の負担額は1件当たり1,500円とする。 2 サービスについては、全額市の負担とする。